

多古町契約に係る暴力団等対策措置要綱を次のように定める。

平成 26 年 3 月 18 日

多古町長 菅 澤 英 毅

多古町告示第 11 号

多古町契約に係る暴力団等対策措置要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、多古町（以下「町」という。）が発注する建設工事又は製造の請負、物品の購入及び測量、調査、設計等の業務委託その他の役務の提供等に係る契約（以下「町契約」という。）から暴力団等の介入を排除するため、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）並びにその他関係法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定め、町契約の適正な履行の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくたった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団員等をいう。
- (4) 有資格者 多古町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載された者をいう。

(管轄警察署への照会)

第 3 条 町長は、有資格者又は町契約を締結し、若しくは締結しようとする者が、警察署以外の機関等から別表左欄に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報提供があったとき、又は措置要件に該当するか否かの調査を町が必要と認めるときは、「暴力団排除措置等を講ずるための連携に関する協定書（平成 25 年 6 月 4 日締結）」に基づき、町を管轄する警察署に対して措置要件に該当するか否かについて照会するものとする。

(指名排除措置等)

第 4 条 町長は、前条に基づく照会の結果、有資格者が措置要件のいずれかに該当するときは、該当する措置要件それぞれにおいて、別表右欄に掲げる期間（以下「措置期間」という。）、当該有資格者を町契約から除外する措置（以下「指名排除措置」という。）を行うものとする。

2 前項の規定は、措置要件に該当する者（以下、「措置要件該当者」という。）を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「官公需適格組合」という。）についても適用する。

3 町長は、前各項の規定により指名排除措置された者（以下「指名排除措置者」という。）が措置期間を経過した後、町を管轄する警察署への照会を再度行い、措置要件に該当する状況が改善されたと認められたときは、当該者について指名排除措置を解除するものとする。

（指名排除措置の通知等）

第5条 町長は、前条第1項又は第2項の規定により指名排除措置を行ったときは、指名排除措置通知書（別記第1号様式）により指名排除措置者に通知するものとする。

2 町長は、前条第3項の規定により指名排除措置の解除を行ったときは、指名排除措置解除通知書（別記第2号様式）により指名排除措置者に通知するものとする。

（一般競争入札からの除外）

第6条 町長は、一般競争入札を執行する場合において、指名排除措置者の入札参加資格を認めない。

2 町長は、一般競争入札を執行するに際し入札参加資格を認めた有資格者が当該入札に係る契約の締結までの間に指名排除措置を受けたときは、その者の入札参加資格の取消し又は落札決定の取消しを行うものとする。

（指名競争入札からの排除）

第7条 町長は、指名競争入札を執行する場合において、指名排除措置者を指名しない。

2 町長は、指名競争入札を執行するに際し指名をした有資格者が当該入札に係る契約の締結までの間に指名排除措置を受けたときは、その者の指名の取消し又は落札決定の取消しを行うものとする。

（随意契約からの除外）

第8条 町長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としない。

(1) 指名排除措置者

(2) 有資格者以外の者で措置要件該当者であると認められる者

（下請契約等の制限）

第9条 町長は、前条各号に掲げる者が町契約の全部若しくは一部を下請（2次下請等も含む。）し、又は受託することを承認しない。

（契約解除）

第10条 町長は、町契約の受注者（受注者が共同企業体及び官公需適格組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 措置要件該当者であると認められるとき。
- (2) 下請契約又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、その相手方が措置要件に該当する者であることを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 前号に該当する場合のほか、町から措置要件該当者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(不当介入に対する措置)

第11条 町長は、受注者又は下請事業者が、暴力団等による不当介入を受けた旨の申出があったときは、警察への被害届を提出するよう指導するとともに、当該受注者に対し、工程の調整、工期の延期等の必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、受注者の下請業者が暴力団等による町契約の履行妨害又は不当要求を受けた際は、当該下請業者に対し受注者へ速やかに報告を行うよう、受注者に指導を求めるものとする。

(指名排除措置の公表)

第12条 町長は、第4条第1項及び第2項の規定により指名排除措置を行ったときは、指名排除措置者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名、指名排除措置を行った事由及び措置期間を公表するものとする。

(関係機関への要請)

第13条 町長は、この告示に基づく措置を実効あるものとするため、町を管轄する警察署、関係官公庁その他の機関への積極的な協力を要請する。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、町契約からの暴力団等介入の排除に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条及び第4条関係)

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---------|-----|
|---------|-----|

| | |
|---|---|
| <p>1 法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）又は法人等の役員等（個人である場合にはその者、法人その他の団体である場合には、代表者、非常勤を含む役員、支配人、支店長又はこれらに相当する職の者をいう。以下同じ。）が暴力団等であるとき</p> | <p>当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p> |
| <p>2 法人等の役員等が、自社、自己若しくは第三者に不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等の威力を利用するなどしているとき</p> | <p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p> |
| <p>3 法人等の役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき</p> | <p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p> |
| <p>4 法人等の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき</p> | <p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p> |
| <p>5 法人等の役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき</p> | <p>当該認定をした日から6月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p> |

別記第1号様式(第5条第1号関係)

指名排除措置通知書

[別紙参照]

第2号様式(第5条第2号関係)

指名排除措置解除通知書

[別紙参照]